

学生・保証人の皆様へ

玉川大学の学費に対する考え方について

新型コロナウイルス感染に伴う政府からの緊急事態宣言が令和2年5月25日に全国的に解除されました。本学では感染拡大防止のため、全国の緊急事態宣言解除を目安に、2年生以上は4月13日から、新入生は5月9日から、一部の実技・実験・実習科目を除き遠隔授業を実施してきました。しかし、緊急事態宣言解除後であっても新型コロナウイルス感染は終息しておらず、状況によっては再度感染が広まる可能性があり、警戒が必要な状況です。このような観点から、本学では学生の生命・安全・健康を最優先に考え、現在、本学が行っている遠隔授業を春学期終了時まで継続することを5月28日に決定しました。

今年度は特殊な状況であり、学生の皆さんが通常とは異なる学生生活に不便や不満を抱いていることはよく理解しております。しかし、通常の対面授業が行われず遠隔授業になったことで、実技・実験・実習科目が行われないということではありません。基本的には実施時期を秋学期以降に移して行います。また、授業開始日が遅れたことで授業回数が減ることもありません。法令（大学設置基準）上、時間数が規定されており、本学ではこれを遵守しているからです。

こうしたなかで、一部の学生や保証人の方から授業料や施設設備金の減額または返還を求める声があがっています。そこで、本学の学費に対する考え方を説明します。

本学の学費は、授業料、施設設備金、教育研究諸料に区分され、それぞれ用途が決まっています。授業料は、学士課程では4年間、大学院修士課程では2年間、博士課程では3年間で設定され、それぞれ総額を便宜的に1ヶ年（最小単位は半期）ごとに分割して納入することになっています。大学や大学院では、卒業または修了に必要な教育を提供し、学士課程は124単位以上、修士・博士課程では30単位以上を修得するために必要な費用として設定されているのです。大学の授業形態には、面接授業（対面授業）と遠隔授業（メディアを利用して行う授業）がありますが、シラバスに示された到達目標が達成されれば、単位が認定されます。大学が単位を認定する以上どのような授業方法であってもその価値は変わりません。したがって、授業形態により授業料が変わるわけではありません。

施設設備金は、施設（土地、建物＜校舎、体育館 他＞、構築物＜運動場、運動施設 他＞）の修繕や維持管理に係る経費であり、日々その維持管理が発生しています。授業料と同様に卒業・修了までに必要な総額を1ヶ年（最小単位は半期）ごとに分割して納入することになっています。施設設備金が定額となっているのは、個々の学生の利用頻度や使用量によって

納入額が決定されているわけではないからです。現在も修繕が必要な施設や校舎の建て替えが計画的に行われていますが、入学年度によって建物を限定し、その費用を負担していただくという性格のものではありません。

教育研究諸料は、各学部や研究科を運営するのに必要な経費や大学情報インフラ経費などが含まれ、その経費も日々発生しています。一時的にキャンパス内や図書館への立ち入りができなくても、皆さんのより良い学習環境の整備のために、施設設備の更新や図書・資料の購入等は計画的に継続されているのです。

以上の理由により、本学では学費の減額や返還はいたしません。大学の学費は、学生の皆さんが卒業・修了に必要な教育研究に係る総額費用を1ヶ年（半期）毎に分割して納入することになっています。このことをよく理解していただきたいと思います。

なお、本学では新型コロナウイルス感染拡大、政府の緊急事態宣言に伴う各自治体の緊急事態措置の影響により、家計急変など経済的支援を必要とする学生を対象に、新たに「玉川緊急支援金」（給付型：大学生 30 万円、大学院生 20 万円）を設け、優先的に支援していきます。手続き方法等は準備が出来次第、学生ポータルサイト（UNITAMA）に掲載します。

令和 2 年 6 月 3 日
玉川大学